

今年も税金相談員セミナーを開催いたしました！

11月21日、清々しい秋晴れのなか、私たち民商は「税金相談員セミナー」を開催し、8名が参加しました。当日は天気が良好だったことから多くの方からのキャンセルがあり残念ではありましたが、ちょうどいい参加状況だったことから、様々な視点での話し合いができたことはとてもラッキーなことでした。

主催者の中澤会長は、「今回は先般行われました。『11・6 秋の経営交流会』の取り組みを踏まえての開催です。自主記帳・自主計算・自主申告を私たち自身のものに活かしていく上では、やはり地域に責任を負う支部がその役割を果たしていくなくてはなりません。目前に迫ってきている春の運動ではみなさんの活躍に期待します。で



は和気あいあいと進めて参りましょう」と目的を明らかにして、楽しく交流していききました。

さて講座「その1」では、「昨年からの基礎控除が48万円と10万円引き上げられたけど、給与所得と雑所得の公的年金の所得計算で引算が10万円下がっている。これって増税だよね」、「扶養控除で年齢0才〜15才までは同控除が受けられない。また年齢16才〜18才までの控除が63万円から38万円に引き下げられた。たしか高校授業料の無償化や、子供手当の引き上げにより当てつけられたのではないのかなあ。ここでも一方的に税の不平等さが現れているよね」と鋭い視点の話が飛び交いました。講座「その2」では、3つの例題を記入作業を行いながら点検していききました。最後に、消費税（インボイス）問題についても交流が行われ、終わってみれば予定時間を30分超過となりました。参加者のみなさん、大変お疲れさまでした。

やっと持続化給付金の第2弾が発表されました！

11月19日、岸田首相は2021年の補正予算を取りまとめ、持続化給付金の2回目にあたる給付金について、発表がありました。詳細はこれからです。分かる範囲で、



①、給付金は2021年11月〜2022年3月までの5カ月分をまとめて一括で、地域や業種を問わず対象となる予定です。

新型コロナウイルス対策の支援金・協力金・補助金・減免の申請期限が迫ってきています！



②、2021年11月〜2022年3月までのひと月の売上が前年（2020年11月〜2021年3月）もしくは2年前（2019年11月〜2020年3月）の同月比で30%〜50%以上減少した事業者を対象に給付が行われます。

③、給付金

- 【売上30%〜50%減】
個人事業主 最大で30万円
法人 最大で150万円
- 【売上50%以上減】
個人事業主 最大で50万円
法人 最大で100万円

※1億円未満の事業者より
私たち民商は、詳細等が分かり次第、支部ごとに相談会を開催していく予定です。
みなさん、今から「民商が第2弾の持続化給付金の相談会をやるよ」と、このことを広げていきましょう。

●月次支援金（国）

【支援対象】
旅行関連事業者（※主に宿泊業、飲食業、納入業者 ほか）

【支援要件】
当月の売上が、前年又は前々年の同月比で50%以上減少した事業者。

【支援金】

個人（上限）10万円
法人（上限）20万円

【申請期限】

9月分 11月30日
10月分 来年1月7日

●南魚沼市・がんばる事業者特別支援金

【支援対象】（支援金）

①、雇用調整助成金等を受給された事業者。30万円。
②、県事業継続支援金（飲食関連事業者等）を受給された事業者。30万円。

③、営業時短協力金を受給された事業者。10万円。

【申請期限】 12月24日

●魚沼市・中小事業者経営継続支援事業

【支援対象・申請対象期間】

売上昨年同月比30%減少した事業者。今年分。

【支援金】

5～20万円（※減少率による）

●魚沼市・感染症対策認証店舗設備導入支援金

【支援対象者】

新潟県感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金（県補助金）を活用して感染症対策のための設備等を導入した飲食店等の事業者。

【補助率・支援金上限】

県補助金の対象経費と認められた経費を対象に、補助率25%、補助上限10万円

【申請期限】 12月17日

●湯沢町・感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金

【補助対象者】

飲食業・宿泊業の事業者。「ゆざわ安心おもてなしプロジェクト」の認証を取得すること。

【対象経費】

「ゆざわ安心おもてなしプロジェクト」の認証取得のために施設整備、備品購入で費やしたものの。

【補助率】 3/4

【補助金上限】 10万円

【申請期限】 来年3月18日

●営業時短協力金（全自治体）

【申請対象】

飲食業（飲食店）、宿泊業（※民商に問い合わせてください）

【申請期限】

南魚沼市 11月30日

【協力金】 35万円

●県宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金

【補助対象】

①、感染防止対の設備及び改修など。

②、施設改修等に係る経費など。

【補助率】 3/4

【補助上限額】

1～9室 75万円

10～29室 150万円

【申請期限】 12月28日

●国保等の減免申請（全自治体）

【申請対象】

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について、主たる生計維持者の今年の収入が昨年よりも3割以上減少していれば全ての方が減免申請の対象となります。給与所得者の方も対象です。

【申請期限】 来年3月31日

事務所の来所の際には、必ず事前連絡ください！

**会費は月内納入を
宜しくお願い致します**